

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
登録基準細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第3条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は以下の通りとする。

分類	個別基準
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。
	④安全管理体制を整備している。
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関*の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関*で議決されている。

*意思決定機関とは、総会、理事会、運営委員会等を指す。

第3条（基本基準の適用範囲）

都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）は、基本基準の適用範囲（運用ルール）を、次に示す必ず満たすべき運用ルールのほかに、当該都道府県の実情に応じて独自運用ルールを定めることができる。

2. 都道府県協議会は、独自運用ルールを定める場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該独自運用ルール案を全国協議会へ提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。
3. 都道府県協議会は、独自運用ルールを改定する場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該独自運用ルール改定案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。

	②多世代(複数世代)を対象としている。	<ul style="list-style-type: none"> ・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生(～18歳) E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
	④安全管理体制を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡体制を整備している。※4
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	<ul style="list-style-type: none"> ・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)。 ・非営利組織である。※7
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	<ul style="list-style-type: none"> ・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

- ※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
- ※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
- ※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
- ※5：規約・会則・定款等を指す。
- ※6：特別区は市町村に準ずる。
- ※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

第4条（都道府県協議会独自基準）

都道府県協議会は、必要に応じて第2条に定める基本基準のほかに、当該都道府県の実情に応じて、個別基準（都道府県協議会独自基準）を設けることができる。

2. 都道府県協議会は、都道府県協議会独自基準を定める場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該都道府県独自基準案を全国協議会へ提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。
3. 都道府県協議会は、都道府県協議会独自基準を改定する場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該都道府県独自基準改定案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。

第5条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。

附則2 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。
（令和3年3月4日変更）

附則3 本細則は、令和4年3月2日に改定し、令和4年4月1日から施行する。